

# 川西町立吉島小学校P T A規約

- 第1条 (名称) 本会は川西町立吉島小学校P T Aと称する。
- 第2条 (事務局) 本会は事務局を吉島小学校に置く。
- 第3条 (会員) 本会は吉島小学校の保護者と教職員をもって会員とする。
- 第4条 (目的) 本会は会員相互の研修を図ると共に、吉島小学校の児童が健やかに育ち、より幸福になるよう努めることを目的とする。
- 第5条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
- 1 会員研修・教養と研修に関すること。
  - 2 学校運営に対する協力に関すること。
  - 3 児童の生徒指導に関すること。
  - 4 その他、この会の目的達成に必要な事項。
- 第6条 (機関) 本会に下の機関を置き、次の事業を行う。
- 1 総会
    - ・ 毎年一回、年度当初に会長が招集し、下記の事項を議決する。ただし、必要に応じ、臨時総会を招集することができる。
    - ・ 議決は出席者の過半数で決する。
      - ア. 事業報告並びに決算の承認
      - イ. 事業計画並びに予算の決定
      - ウ. 規約の改正
      - エ. その他重要事項
  - 2 運営委員会
    - ・ 会長が招集し、下記の事項や緊急を要する重要事項を処理する。
      - ア. 総会に提出する議案作成
      - イ. 役員の選出
        - ・ 会長、副会長、監事の選出
      - ウ. P T A全般の企画立案や各委員会の連絡調整など
  - 3 学年委員会
    - ・ 委員長が招集し、必要に応じて開き、次の活動を行う。
      - ア. 学年・学級の会員相互の親睦に関する事
      - イ. 学年・学級の教育活動
      - ウ. その他必要なこと
  - 4 広報委員会
    - ・ 委員長が招集し、次の活動を行う。
      - ア. 会報の発行
      - イ. その他P T A広報に関する事
  - 5 環境・保体委員会
    - ・ 委員長が招集し、次の活動を行う。
      - ア. 校内外環境整備に関する事
      - イ. 体育行事への協力
      - ウ. その他必要なこと
  - 6 監事会
    - ・ 代表監事が招集し、本会の会計に関する諸帳簿の監査を行う。

第7条（役員、委員） 本会は次の役員及び委員を置く。任期は2年とするが、1項以降3項まではその限りではない。

- 1 会長 1名、 副会長3名（P 2、T 1）
- 2 監事 2名
- 3 事務局員（庶務、会計）
- 4 学年委員 各学級3名、学級担任
- 5 広報委員 各学級1名、担当教職員
- 6 環境・保体委員 各学級1名、担当教職員

第8条（構成） 本会の各委員会は次の構成で行う。

- 1 運営委員会は会長、副会長、事務局員、学年正副委員長、運営委員、専門正副委員長、教職員があたる。
- 2 事務局会は会長、副会長、事務局員及び会長より委嘱されたものがあたる。
- 3 各学年委員会は各学級より選出された委員及び学級担任があたる。
- 4 各専門委員会は各学級より選出された委員及び担当教職員があたる。

第9条（役員選出） 役員は次の方法で選出する。

- 1 会長、副会長、監事は運営委員会で選出し、総会の承認を受ける。
- 2 事務局員は会長が委嘱する。
- 3 各専門委員は各学級で選出する。
- 4 各専門委員会の正副委員長2名は委員の互選により選出する。
- 5 学年委員は各学級で3名選出する。
- 6 各学年委員会の正副委員長2名は委員の互選により選出する。

第10条（事務局） 会長が招集し、次の事項を計画・準備し、執行する。

- ア. 総会、全役員会、運営委員会の準備
- イ. 総会の決定に基づく事業
- ウ. 各会議、各委員会の連絡調整
- エ. 委任事項の計画と執行

第11条（任務） 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その代理をする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時はその代理をする。
- 5 監事は、会計の監査をする。
- 6 事務局は、庶務、会計を担当する。

第12条（経費） 本会の経費は、会費及びその他の収入を持って充てる。

第13条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条（会計監査） 会計は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第15条（簿冊） 本会に次の簿冊を置く。

- 1 会則
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 予算、決算書
- 5 会計簿
- 6 会議録
- 7 その他必要な簿冊

付則

- 第1条 本規約は 昭和57年4月15日 改正
- 第2条 本規約は 昭和58年4月14日 改正
- 第3条 本規約は 昭和63年4月15日 改正
- 第4条 本規約は 平成 元年4月18日 改正
- 第5条 本規約は 平成 3年4月26日 改正
- 第6条 本規約は 平成 4年4月23日 改正
- 第7条 本規約は 平成 8年4月26日 改正
- 第8条 本規約は 平成11年4月23日 改正
- 第9条 本規約は、平成19年2月27日 改正

内規

- 1 会長、副会長、監事は任期満了1ヶ月前以内に運営委員会で選出する。
- 2 会長が必要と認めた場合は、運営委員会を開くことができる。
- 3 各学年委員の任期は2年とし、その後、2年間は選出しない。
- 4 各委員会の任期は2年とし、1、3、5学年の前年度末に選出する。

慶弔規定

慶弔は次の基準で行う。

- 1 本校児童の死亡 会葬・弔電
- 2 本校職員の結婚 祝電
- 3 その他必要と認められるものについて会長が事務局にはかり決定する。

川西町立吉島小学校PTA機構図

